堺市高齢者徘徊SOSネットワーク利用登録決定(却下)通知書

年 月 日

印

様

堺市長

年 月 日付けで申請のあった堺市高齢者徘徊SOSネットワークの利用登録について、次のとおり決定したので通知します。

対象者氏名 受付番号 第 号 決定内容 決定・却下(理由)

- 1 利用登録者が、次の各号のいずれかに該当することになったときは、速やかに本市に届け出てください。
 - (1) 死亡したとき。
- (2) 堺市高齢者徘徊SOSネットワーク事業実施要綱第3条第1項の申請書の 記載事項のうち、氏名、住所又は緊急連絡先について変更が生じたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、利用登録を必要としなくなったとき。

2 利用登録者が徘徊により行方不明になり、協力者に協力依頼するときは、警察署に行方不明になったことを届け出た上で、堺市高齢者徘徊SOSネットワーク利用申出書(様式第3号)を本市に提出してください。ただし、申出書の提出が困難なときは、電話等で本市に申し出てください。